

## ○富士見市採択協働事業補助金交付要綱

平成 28 年 3 月 31 日

告示第 643 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、富士見市協働事業提案制度実施要綱（平成 27 年告示第 233 号。以下「実施要綱」という。）第 11 条の規定に基づき、実施要綱第 9 条の規定により採択された協働事業を実施する者（以下「補助対象事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 55 年規則第 2 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第 2 条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、実施要綱第 9 条第 2 項の採択協働事業とする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業に要する経費のうち別表に掲げる経費とする。

(補助金の額等)

第 4 条 補助金の上限額は、20 万円とする。ただし、補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は、1 補助対象事業につき 1 回限りとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(補助金等交付申請書の様式等)

第 5 条 規則第 4 条第 1 項の補助金等交付申請書の様式は、様式第 1 号のとおりとする。

2 規則第 4 条第 1 項第 1 号の事業計画書の様式は、様式第 2 号のとおりとする。

3 規則第 4 条第 1 項第 2 号の収支予算書の様式は、様式第 3 号のとおりとする。

(補助金等交付決定・却下通知書の様式)

第6条 規則第7条の補助金等交付決定・却下通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(状況報告)

第7条 補助対象事業者は、規則第11条の規定により市長の要求があったときは、当該要求に係る事項を、市長が指定する日までに書面で報告しなければならない。

(補助事業等実績報告書の様式等)

第8条 規則第13条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の補助事業等実績報告書は、補助対象事業が完了した後（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた後）30日以内に市長に提出しなければならない。

3 規則第13条第1項第1号の事業報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。

4 規則第13条第1項第2号の収支決算書の様式は、様式第7号のとおりとする。

5 規則第13条第1項第3号の市長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 領収書の写しその他支払を証する書類

(2) 補助対象事業を実施した成果が分かるもの

(補助金等確定通知書の様式)

第9条 規則第14条の補助金等確定通知書の様式は、様式第8号のとおりとする。

(補助金の交付時期等)

第10条 この補助金は、規則第16条第1項ただし書の規定により概算払とする。

2 規則第16条第2項の補助金等交付請求書の様式は、様式第9号のとおりとする。

(書類の整備等)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象事業が完了した日（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた日、補助対象事業者が解散した場合にあつては解散した日）の属する会計年度の翌年度から5年間保管し

なければならない。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	内容
報償費	講師謝礼、事業協力者謝礼
旅費	交通費
消耗品費	事務用品代、紙代
燃料費	灯油代
食糧費	お茶代、1日単位又は午前から午後にわたり開催する事業に従事するボランティア又は講師の食事代
印刷製本費	チラシ、ポスター、冊子等の印刷・製本費用、写真の現像費
役務費	郵便料金、送料、振込手数料、保険料、クリーニング代
委託料	会場設営委託料
使用料・賃借料	会場使用料、車両借上料、機材のレンタル料、駐車場使用料、コピー代
原材料費	補修用材料費、種苗
その他これらに類する経費	補助対象事業の実施上必要な経費で、社会通念上適切であると認められるもの

様式第1号(第5条関係)

富士見市採択協働事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 富士見市長

申請者

所在地

団体名

代表者氏名

電話番号 ( )



富士見市採択協働事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

様式第2号(第5条関係)

事業計画書

事業名称	
事業目的	
申請理由	
事業概要	
事業効果	
備考	

様式第3号(第5条関係)

収 支 予 算 書

採択協働事業の名称 \_\_\_\_\_

1 収入の部

(単位 円)

科 目	予算額	摘 要
合 計		

2 支出の部

(単位 円)

科 目	予算額		摘 要
		うち補助対象額	
合 計			

様式第4号(第6条関係)

富士見市採択協働事業補助金交付決定・却下通知書

第 号  
年 月 日

様

富士見市長



年 月 日付けで申請のありました富士見市採択協働事業補助金については、下記のとおり決定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定

(1) 交付決定額 円

(2) 支払方法 概算払(口座振込)

(3) 交付条件

ア この補助金は、富士見市採択協働事業補助金交付要綱に定める目的以外に使用しないください。

イ 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けてください。

2 却下

(理由)

様式第5号(第8条関係)

富士見市採択協働事業補助金実績報告書

年 月 日

(宛先)富士見市長

報告者

所在地

団体名

代表者氏名

電話番号 ( )



年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた補助対象事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 円

2 添付書類

- (1) 事業報告書(様式第6号)
- (2) 収支決算書(様式第7号)
- (3) 領収書の写しその他支払を証する書類
- (4) 補助対象事業を実施した成果が分かるもの



様式第6号(第8条関係)

事業報告書

事業名称	
事業概要	
事業効果	
備考	

様式第7号(第8条関係)

収 支 決 算 書

採択協働事業の名称 \_\_\_\_\_

1 収入の部

(単位 円)

科 目	予算額	決算額	摘 要
合 計			

2 支出の部

(単位 円)

科 目	予算額		決算額		摘 要
	うち補助対象額		うち補助対象額		
合 計					

様式第8号(第9条関係)

富士見市採択協働事業補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

富士見市長



年 月 日付けで実績報告のありました富士見市採択協働事業補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知します。

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |
| 3 返 還 額 | 円 |

様式第9号(第10条関係)

富士見市採択協働事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)富士見市長

請求者

所在地

団体名

代表者氏名

電話番号 ( )



年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた富士見市採択協働事業補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則第16条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 円

2 補助金の振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協	支店
預金種類	普通預金	・ 当座預金
口座番号		
ふりがな		
口座名義		

備考 通帳の写しを添付してください。